

# 官報

## 号外

平成十五年三月二十七日

### ○第一百五十六回 衆議院会議録 第十八号

平成十五年三月二十七日(木曜日)

議事日程 第十二号

平成十五年三月二十七日

午後一時開議

第一 公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する法律の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

を、内閣府の外局として内閣総理大臣の所轄に属するものとし、関係規定の所要の整備を行つものであります。

本案は、三月十八日本委員会に付託となり、翌十九日福田内閣官房長官より提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を終局いたしました。その後、自由民主党、公明党及び保守新党的三会派より、施行期日に係る修正案が提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告とのおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告とのおり修正議決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○村田吉隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、現在、総務省の外局として総務大臣の所轄に属するものとされている公正取引委員会

する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長山本有二君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山本有二君登壇〕  
○山本有二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るために、判事の員数を三十人、判事補の員数を十五人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を九人、増加しようとするものであります。

また、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、管轄区域や名称を変更するとともに、管轄区域等の表示について所要の整理を行おうとするものであります。

両案は、去る十八日本委員会に付託されたもので、二十五日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日両案に対しそれぞれ吉田幸弘君外一名から、自由民主党及び公明党の共同提案による、施行期日を公布の日に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、質疑及び討論の申し出もないことから、採決の結果、修正案及び修

正部分を除く原案は可決され、両案はいずれも修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○下村博文君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程

案を議題いたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長

大野功統君。

出席國務大臣 法務大臣 森山 真弓君

國務大臣 福田 康夫君

國務大臣 中川 昭一君

國務大臣 山田 正彦君

國務大臣 中林 よし子君

國務大臣 平沢 勝栄君

國務大臣 上田 勇君

國務大臣 中村 哲治君

國務大臣 大島 敏雅君

國務大臣 東 順治君

國務大臣 渡辺 博道君

國務大臣 大島 敦君

國務大臣 山田 敏雅君

國務大臣 東 順治君

國務大臣 山田 正彦君

國務大臣 中村 哲治君

國務大臣 大島 敏雅君

國務大臣 上田 勇君

國務大臣 中林 よし子君

國務大臣 不破 哲三君

國務大臣 石原健太郎君

國務大臣 渡辺 博道君

國務大臣 林 省之介君

國務大臣 中村 哲治君

國務大臣 平沢 勝栄君

國務大臣 上田 勇君

國務大臣 大島 敏雅君

國務大臣 東 順治君

國務大臣 渡辺 博道君

國務大臣 中村 哲治君

出席國務大臣

法務大臣 森山 真弓君

國務大臣 福田 康夫君

國務大臣 中川 昭一君

國務大臣 山田 正彦君

國務大臣 中林 よし子君

國務大臣 平沢 勝栄君

國務大臣 上田 勇君

國務大臣 中村 哲治君

國務大臣 大島 敏雅君

國務大臣 東 順治君

國務大臣 渡辺 博道君

國務大臣 大島 敦君

國務大臣 山田 敏雅君

國務大臣 東 順治君

國務大臣 山田 正彦君

國務大臣 中村 哲治君

國務大臣 大島 敏雅君

國務大臣 上田 勇君

國務大臣 中林 よし子君

國務大臣 不破 哲三君

國務大臣 石原健太郎君

國務大臣 渡辺 博道君

國務大臣 林 省之介君

國務大臣 中村 哲治君

國務大臣 大島 敏雅君

國務大臣 上田 勇君

國務大臣 中林 よし子君

國務大臣 不破 哲三君

國務大臣 石原健太郎君

國務大臣 渡辺 博道君

國務大臣 中村 哲治君

國務大臣 平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

渡辺 博道君

山田 敏雅君

大島 敏雅君

東 順治君

中村 哲治君

大島 敦君

山田 哲治君

中村 哲治君

大島 敏雅君

東 順治君

中村 哲治君

平沢 勝栄君

渡辺 博道君

山田 敏雅君

大島 敏雅君

東 順治君

中村 哲治君

大島 敦君

山田 哲治君

中村 哲治君

大島 敏雅君

東 順治君

中村 哲治君

		法務委員	
	辞任	補欠	
	保利 耕輔君	水野 賢一君	
厚生労働委員			
	辞任	補欠	
	棚橋 泰文君	水野 賢一君	
	平井 卓也君	保利 耕輔君	
経済産業委員			
	辞任	補欠	
	佐藤 剛男君	山口 泰明君	
	松島みどり君	漆原 良夫君	
	金田 誠一君	江田 康幸君	
	川端 達夫君	梶山 弘志君	
	大幡 基夫君	山口 泰明君	
	牧 義夫君	漆原 良夫君	
	平井 卓也君	江田 康幸君	
	伊藤信太郎君	梶山 弘志君	
	谷本 龍哉君	山口 泰明君	
	山井 和則君	漆原 良夫君	
	松島みどり君	江田 康幸君	
	佐藤 剛男君	梶山 弘志君	
	金子 恭之君	山口 泰明君	
	谷本 龍哉君	漆原 良夫君	
	山井 和則君	江田 康幸君	
	大森 猛君	梶山 弘志君	
	金子 恭之君	山口 泰明君	
	谷本 龍哉君	漆原 良夫君	
	山井 和則君	江田 康幸君	
	大森 猛君	梶山 弘志君	
(理事補欠選任)			
一、去る二十五日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。			
理事 島	聰君(理事今田保典君去る十日委員辞任につきその補欠)		
(特別委員辞任及び補欠選任)			
一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
災害対策特別委員			
	辞任	補欠	
	丸谷 佳織君	福島 豊君	
	福島 豊君	丸谷 佳織君	
(議案提出)			
一、去る二十五日、委員長から提出した議案は次			
かかる支部図書館法及びその職員に関する法律の			
一部を改正する法律案(議院連営委員長提出)			
一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次			
のとおりである。			
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置			
かれる支部図書館法及びその職員に関する法律の			
一部を改正する法律案(内閣提出衆第4号)			
雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提			
出第八号)			
以上二件 厚生労働委員会 付託			
(議案付)			
一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員			
提出案を参議院に送付した。			
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置			
かれる支部図書館法及びその職員に関する法律の			
一部を改正する法律案(議院連営委員長提出)			
一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案			
は次のとおりである。			
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置			
かれる支部図書館法及びその職員に関する法律の			
一部を改正する法律案(議院連営委員長提出)			
一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案			
は次のとおりである。			
北朝鮮からの生物化学兵器攻撃を受けた場合等			
かかる支部図書館館及びその職員に関する法律の			
各種テロ攻撃に対してもあらゆる備えが必要で			
あると思う所に関する質問主意書			
提出者 山口 壮			
質問 第二四号			
各種テロ攻撃に対してあらゆる備えが必要で			
あると思う所に関する質問主意書			
提出者 山口 壮			
平成十五年二月二十日提出			
天然痘の感染の予防には、ワクチンの接種が			
極めて有効であり、また、感染後も、早期のワ			
クチンの接種が発症の予防又は重症化の抑制に			
効果があるとされている。このため、平成十三			
年度第一次補正予算、平成十四年度補正予算等			
に所要の経費を計上し、天然痘ワクチンの備蓄			
を進めているところであるが、危機管理上の理			
由から、現時点での備蓄量を公表することは差			
し控えたい。			

## 2について

天然痘ウイルス以外で生物化学兵器として用いられる可能性が高いと考えられる生物剤及び化学剤(以下「その他生物化学剤」という。)による疾患有する医薬品等についても、危機管理上の理由から、現時点での在庫量を公表することは差し控えたい。

なお、その他生物化学剤による疾病的治療上有効である又は有効な場合があるとされている医薬品等について、当該医薬品等の製造業者、卸売販売業者等(以下「製造業者等」という。)が相当の在庫を保有していることを確認しているところである。

## 3について

天然痘ワクチンについては、現在、平成十四年度補正予算により追加備蓄のための事業を実施するとともに、平成十五年度予算案においても更なる備蓄を行うための経費を計上しているところであるが、危機管理上の理由から、今後の具体的な備蓄計画を公表することは差し控えたい。

また、その他生物化学剤による疾病的治療上有効である又は有効な場合があるとされている医薬品等についても、引き続き製造業者等における在庫の確認等を行うとともに、事態の推移に応じて、製造業者等その他の関係者の協力を得ながら、適切に対応していくこととしている。生物化学兵器によるテロ攻撃が発生した場合等に必要な医薬品等の提供が迅速かつ的確に行われるよう、今後とも努力してまいりたい。

平成十五年一月二十四日提出  
質問 第二七号

JR中央線等においてなされている線増連続立体交差事業に関する質問主意書  
提出者 山花 郁夫

JR中央線等においてなされている線増連続立体交差事業に関する質問主意書  
提出者 山花 郁夫

2 三の3の補助金の対象には、測量、住民説明会、前記協議会の設立およびその活動費用、用地費、環境影響評価、第三セクター(東京鉄道立体整備株式会社)の設立準備等の費用が含まれているか、明らかにされたい。

1 都市計画決定後、都市計画事業認可に至るまでに交付された各年度の補助金の額とその対象事業を明らかにされたい。  
2 前記の補助金の対象の中には詳細設計(実施設計)、用地費、住民説明会等の費用が入っているか、明らかにされたい。

右質問する。

一 連立事業調査の主体(委託されて現実に調査したもの)を含む)および時期を明らかにされたい。

内閣衆議院質一五六第二七号  
平成十五年三月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 紹貴 民輔殿

衆議院議員山花郁夫君提出JR中央線等においてなされている線増連続立体交差事業に関する質問に対する答弁書  
〔別紙〕

2 前記の補助金の交付にあたり検討された事業採択基準を明らかにされたい。

1 一の調査を前提に、初めてなされた事業採択の主体と時期を明らかにされたい。

2 前記の事業採択により、予算化された補助金の額とその対象、および補助金交付決定の主体とその時期を明らかにされたい。

1 一の調査を前提に、初めてなされた事業採択の主体と時期を明らかにされたい。

2 前記の事業採択により、予算化された補助金の額とその対象、および補助金交付決定の主体とその時期を明らかにされたい。

1 一の調査を前提に、初めてなされた事業採択の主体と時期を明らかにされたい。

2 前記の事業採択により、予算化された補助金の額とその対象、および補助金交付決定の主体とその時期を明らかにされたい。

1 連続立体交差事業推進協議会が設立された時期とその構成を明らかにされたい。

東日本旅客鉄道株式会社中央線の三鷹駅付近から立川駅付近までの区間(以下「JR中央線区間」という。)、西武鉄道株式会社池袋線の桜台駅付近から石神井公園駅付近までの区間(以下「西武池袋線区間」という。)及び小田急電鉄株式会社小田原線の梅ヶ丘駅付近から喜多見駅付近までの区間(以下「小田急小田原線区間」とい

う。)における既設線の連続立体交差化及び複々線化に係る調査(以下「事業調査」という。)に関するお尋ねの事項は、右の既設線の連続立体交差化に係る事業(以下「本件各事業」という。)を実施している東京都に聴いたところ、JR中央線区間及び小田急小田原線区間における事業調査については、別表第一のとおりであるが、西武池袋線区間ににおける事業調査については、当該事業調査に関する文書が現在保存されていないため明らかではないとのことであり、また、当該事業調査が実施されたかどうかについても明らかではないとのことである。なお、小田急電鉄株式会社小田原線の東北沢駅付近から喜多見駅付近までの区間において昭和六十二年度及び昭和六十三年度に実施された事業調査のうち一部であるとのことである。

二の1について  
小田急小田原線区間ににおける事業調査に係る補助金に関するお尋ねの事項は、別表第一のとおりであるが、JR中央線区間及び西武池袋線区間ににおける事業調査に係る補助金に関するお尋ねの事項については、当該補助金の交付決定に関する文書が現在保存されていないため明らかではない。

二の2について  
お尋ねの事業採択の「基準」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、国土交通省においては、事業調査に係る補助金の交付決定は、事業の必要性(当該年度において事業調査を行なう必要性等)を総合的に勘案して行なっている。

三の1及び2について  
本件各事業について「初めてなされた事業採

官報(号外)

「」に関するお尋ねの事項については、当該事業採択に関する文書が現在保存されていなかっため明らかではない。

また、右の事業採択後に行われる補助金の交付決定に関するお尋ねの事項についても、当該補助金の交付決定に関する文書が現在保存されていないため明らかではない。

三の3及び四の2について

本件各事業に係る都市計画決定は、JR中央線区間については平成六年五月に、西武池袋線区間については昭和四十六年一月に、小田急小田原線区間については昭和三十九年十二月(一部区間についての都市計画変更決定は平成五年二月)に、それぞれ行われているところ、本件各事業について「初めてなされた事業採択」から右に述べたそれぞれの都市計画決定までの期間の本件各事業に係る補助金に関するお尋ねの事項については、当該補助金の交付決定に関する文書が現在保存されていないため明らかではない。

別表第一  
JR中央線区間ににおける事業調査について

実施者	実施者からした委託により事業調査を実施した者	
	実施者	実施時期
東京都	日本国有鉄道(当時)	昭和五十五年度及び昭和五十六年度
小田急小田原線区間ににおける事業調査について	実施者からした委託により事業調査を実施した者	実施時期

社  
小田原電鉄株式会社及びパシフィックコンサルタンツ株式会社  
昭和六十二年度及び昭和六十三年度

四の1について

お尋ねの「連続立体交差事業推進協議会」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、本件各事業を実施している東京都に聽いたところ、本件各事業に關し、お尋ねの名称又はそれに類する名称を有する団体は設立されていないとのことである。

五について

本件各事業に係る都市計画事業認可是、JR中央線区間にについては平成七年一月に、西武池袋線

袋線区間にについては昭和四十六年七月、平成二年七月及び平成六年一月に、小田急小田原線区

間にについては平成六年六月に、それぞれ行われているところ、本件各事業に係るそれぞの都

市計画決定から右に述べたそれぞれの都市計画事業認可までの期間の本件各事業に係る補助金

に関するお尋ねの事項については、当該補助金の交付決定に関する文書が現在保存されていな

いため明らかではない。

いため明らかではない。

いため明らかではない。

いため明らかではない。

別表第一

別表第二

小田急小田原線区間ににおける事業調査に係る補助金の交付決定について

交付決定主体	時期	金額(千円)
建設大臣(当時)	昭和六十二年度	四、〇〇〇

平成十五年二月二十八日提出  
質問第三三一號

朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問主意書

提出者 近藤 昭一

朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問主意書

二 政府は平成十四年十一月二十日受領の答弁第

十九号において、いわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿について「今後、本人、遺族の方等に対しても照会や閲覧に応じる方向で検討して参りたい」とある。しかし、これまでも本人、遺族に対しては照会や閲覧に応じてきたと聞いているが、これまでの対応との違いは何か。

三 政府は強制連行・強制労働問題について個人の請求権の問題についても法的に解決済みであると主張している。

しかし、一九四九年のジュネーブ第四条約一四八条によると「締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自國が負うべき責任を免れ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免れさせてはならない。」とされている。「前条に掲げる違反行為」とは、「拷問若しくは非人道的待遇(生物学的実験を含む)、身体若しくは健康に對して故意に重い苦痛を与える、若しくは重大な傷害を加えること」及び「不法に移送し、若しくは拘禁すること」であり、強制連行・強制労働が含まれることは明らかである。

わが国も一九五三年に同条約に加入している。従つてわが国は強制連行・強制労働問題について自國が負うべき責任を条約によって免れることはできないと考えるが、政府の見解をお明確に説明して欲しい。



別表第一総務省の項中「公正取引委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国民の保護」の下に、「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の二号を加える。

五十七の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)第

二十七条の二に規定する事務

第十六条第一項中「宮内庁」の下に「公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」を「警察法」に改める。

第六十四条の表中「国家公安委員会」を「警察法」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二節 公正取引委員会(第三十一条)」を「第二節 公害等調整委員会(第三十一条)」に

改める。

第三条中「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を削る。

第四条中第九十七条を削り、第九十八号を第九十七号とし、第九十九号を第九十八号とし、第一百号を第九十九号とする。

第二十八条第一項中「第一百号」を「第九十九号」に改める。

第三十条中「公正取引委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第四章第一節を削る。

第四章第三節中第三十一条を第三十二条とし、同節を同章第二節とする。

第四章第四節中第三十三条を第三十二条とし、同節を同章第三節とする。

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第五条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第一百四十六号)の一部を次のように改ます。

第二条の三中「若しくは総務事務官」を「総務事務官若しくは内閣府事務官」に改める。

平成十五年三月二十七日 衆議院会議録第十八号 公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表「国立国会図書館支部公正取引委員会図書館の項を削り、同表「国立国会図書館支部宮内庁図書館の項の次に次のように加える。」

国立国会図書館支部公正取引委員会図書館

公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「公正取引委員会及び委員会」を「公正取引委員会、公正取引委員会」に改める。

第六条第一項中「国家公安委員会、公正取引委員会」を「公正取引委員会、国家公安委員会」に改める。

第六条第一項中「国家公安委員会規則」を「公正取引委員会規則」に、「国家公安委員会規則」を「公正取引委員会」に改める。

第九条 次に掲げる法律の規定中「国家公安委員会規則、公正取引委員会規則」を「公正取引委員会規則、国家公安委員会規則」に、「国家公安委員会規則」を「公正取引委員会、国家公安委員会」に改める。

第六条第一項中「国家公安委員会規則」を「公正取引委員会規則」に改める。

第一条 この法律の施行の際、現に総務省の外局

として置かれている公正取引委員会は、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十七条第一項の規定に基づいて置かれる公正取引委員会となり、同一性をもつて存続するものとする。

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、総務省の外局として置かれている公正取引委員会を、内閣府の外局に移行させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 2 この法律は、一部の規定を除き、平成十五年四月一日から施行するものとする。

#### 二 議案の修正議決理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させる措置は妥当なものと認めるが、施行期日

のうち「平成十五年四月一日」を「公布の日に改めることにつき修正を行ふ必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

#### 三 本案施行に要する経費

平成十五年度一般会計予算(内閣府所管)に、公正取引委員会関係予算として、約七十八億五千三百万円が計上されている。

#### 右報告する。

平成十五年三月二十六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小字及び  
は修正)

### 右

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第八条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、人権擁護法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行すること。

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

二

議案の修正議決理由

本案は、地方裁判所における民事訴訟事件、倒産事件及び民事執行法に基づく執行事件並び

### 〔別紙〕

公正取引委員会を内閣府の外局に移行せしめるための関係法律の整備に関する法律案に付する附帯決議

近年、我が国経済を活性化するため、市場における公正かつ自由な競争を積極的に促進することが重要課題となっていることからがんがみ、政府

は、本法施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 近年における公正取引委員会の業務量の増大並びに業務内容の複雑化及び高度化にかんがみ、自由かつ公正な競争の実効的な確保及び法の厳正な執行による抑止力の強化を図るために、公正取引委員会の審査機能及び審査体制を、早急かつ抜本的に強化すること。

二 独占禁止法について、違反行為に対する措置体系の抜本的な見直しの検討を含め、その一層厳正な執行力を図るとともに、規制改革の推進、消費者政策の強化、不当廉売への厳正な対処及び中小企業取引の公正化等につき、経済社会の環境の変化に即応した適切な対応を図ること。

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 判事の員数を三十人増加すること。
- 2 判事補の員数を十五人増加すること。
- 3 裁判官以外の裁判所の職員の員数を九人増加すること。

4 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十五年一月十四日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

二

議案の修正議決理由

本案は、地方裁判所における民事訴訟事件、

倒産事件及び民事執行法に基づく執行事件並び

第一条中「左の表に掲げる通り」を「次の表のとおり」に改め、同条の表中「一、四二〇人」を「一、四五〇人」に、「八一四人」を「八二九人」に改めること。

第二条中「二万三千六百六十四人」を「二万三千六百七十三人」に改める。

附 則

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

に家庭裁判所における家庭事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、施行期日を公布の日に改める必要があるのとで、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

平成十五年度裁判所関係予算に、約四億八千八百万円が計上されている。

右報告する。

平成十五年三月二十六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿  
法務委員長 山本 有一

〔別紙〕  
(小字及び一は修正)  
附則 平成十五年四月一日から施行する。

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

## 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成十五年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律  
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第四表所在地の欄中「さいたま市高砂三丁目」を「さいたま市浦和区」に、「さいたま市高鼻町三丁目」を「さいたま市大宮区」に、「静岡市」を「静岡市追手町」に、「清水市」を「静岡市清水天神一丁目」に改める。  
別表第五表徳山簡易裁判所の項を次のように改める。

周南簡易裁判所

周南

別表第五表さいたま簡易裁判所の項を次のように改める。

さいたま	埼玉県の内
さいたま市の内	
中央区	桜区
蕨市	戸田市
朝霞市	志木市
和光市	新座市

別表第五表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「さいたま市大宮総合行政センターの所管区域」を「西区 北区 大宮区 見沼区」に改め、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「大里村」を「大里町」に、「川里村」を「川里町」に改め、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「印西市」を「印西市 白井市 富

里市」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「取手市」を「取手市 守谷市」に改め、同表林生簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿嶋市」を「鹿嶋市 潮来市」に改め、同表静岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「静岡市」を「静岡市(清水簡易裁判所の管轄区域を除く。)」に改める。  
別表第五表清水簡易裁判所の項を次のように改める。

静岡県の内

静岡市清水相生町、清水愛染町、清水青葉町、清水秋吉町、清水旭町、清水淡島町、清水飯田町、清水伊佐布、清水石川、清水石川新町、清水石川本町、清水庵原町、清水今泉、清水入江一丁目から清水入江三丁目まで、清水入江岡町、清水入江南町、清水入船町、清水有東坂、清水有東坂一丁目、清水有東坂二丁目、清水有度本町、清水梅が岡、清水梅ヶ谷、清水梅田町、清水水上原、清水上原一丁目、清水永楽町、清水江尻台町、清水江尻町、清水江尻東一丁目から清水江尻東三丁目まで、清水恵比寿町、清水追分二丁目から清水追分四丁目まで、清水大内、清水大内新田、清水大沢町、清水大坪一丁目、清水大坪二丁目、清水大手一丁目から清水大手三丁目まで、清水大平、清水岡町、清水興津東町、清水興津井上町、清水興津見寺町、清水興津中町、清水興津本町、清水押切、清水小芝町、清水小島町、清水小島本町、清水尾羽、清水折戸、清水折戸一丁目から清水折戸五丁目まで、清水柏尾、清水春日一丁目、清水春日二丁目、清水水上一丁目、清水水上二丁目、清水上清水町、清水川原町、清水神田町、清水北矢部、清水北矢部町、清水北矢部二丁目、清水北脇、清水北脇新田、清水吉川、清水木の下町、清水清地、清水銀座、清水草ヶ谷、清水草薙、清水草薙一丁目から清水草薙三丁目まで、清水草薙杉道一丁目から清水草薙杉道三丁目まで、清水草薙一里山、清水草薙北、清水楠、清水楠新田、清水河内、清水小河内、清水港南町、清水駒越、清水駒越北町、清水駒越中一丁目、清水駒越中二丁目、清水駒越西一丁目、清水駒越西二丁目、清水駒越東町、清水駒越南町、清水幸町、清水桜が丘町、清水桜橋町、清水三光町、清水茂野島、清水宍原、清水渋川、清水渋川一丁目から清水渋川三丁目まで、清水島崎町、清水下清水町、清水下野、清水下野町、清水下野北、清水下野中、清水下野西、清水下野東、清水下野綠町、清水承元寺町、清水庄福町、清水上力町、清水新富町、清水新綠町、清水新港町、清水杉山、清水清開一丁目から清水清開

三丁目まで、清水増、清水袖師町、清水高橋町、清水高橋一丁目から清水高橋六丁目まで、清水高橋南町、清水宝町、清水高山、清水但沼町、清水立花、清水田町、清水千歳町、清水築地町、清水月見町、清水辻一丁目から清水辻五丁目まで、清水鶴舞町、清水天神一丁目、清水天神二丁目、清水天王町、清水天王西、清水天王東、清水天王南、清水土、清水堂林一丁目、清水堂林二丁目、清水葛沢、清水殿沢一丁目、清水殿沢二丁目、清水巴町、清水鳥坂、清水中河内、清水長崎、清水長崎新田、清水長崎南町、清水七ツ新屋、清水七ツ新屋一丁目、清水七ツ新屋二丁目、清水中矢部町、清水中之郷、清水中之郷一丁目から清水中之郷三丁目まで、清水西大曲町、清水西久保、清水西久保二丁目、清水西里、清水西高町、清水二の丸町、清水布沢、清水沼田町、清水能島、清水蜂ヶ谷、清水蜂ヶ谷南町、清水浜田町、清水原、清水半左衛門新田、清水東大曲町、清水日立町、清水日の出町、清水広瀬、清水平川地、清水富士見町、清水船越、清水蛇塚、清水堀込、清水本郷町、清水本町、清水真砂町、清水町、清水松井町、清水松原町、清水馬走、清水馬走北、清水馬走坂の上、清水万世町一丁目、清水万世町二丁目、清水御門台、清水緑が丘町、清水港町一丁目、清水港町二丁目、清水南岡町、清水南矢部、清水美濃輪町、清水三保、清水宮下町、清水宮代町、清水宮加三、清水向田町、清水迎山町、清水村松、清水松二丁目、清水村松地先新田、清水村松原一丁目から清水村松原三丁目まで、清水元城町、清水茂畠、清水八木間町、清水矢倉町、清水八坂町、清水八坂北一丁目、清水八坂北二丁目、清水八坂西町、清水八坂東一丁目、清水八坂東二丁目、清水八坂南町、清水谷田、清水八千代町、清水谷津町一丁目、清水谷津町二丁目、清水山切、清水弥生町、清水山原、清水横砂、清水横砂中町、清水横砂西町、清水横砂東町、清水横砂本町、清水横砂南町、清水吉原及び清水和田島庵郡

別表第五表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「韋崎市」を「韋崎市 南アルプス市」に改め、同表右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「大原野北春日町、大原野南春日町、大原野西境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野東境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原野上里鳥見町、大原野上

里男鹿町、大原野石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塙町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町」を「向日町簡易裁判所の管轄区域」に改め、同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山市」を「守山市 栗東市」に改め、「栗太郡」を削り、同表岐阜簡易裁判所の管轄区域の欄中「各務原市」を「各務原市 山県市」に改め、「山県郡」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐伯町 吉和村」を削り、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈町」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「木江町 東野町 大崎町」を「大崎上島町」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「内海町の内」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「神石郡」を「神石郡 沼隈」に改め、「沼隈郡の内」を削り、同表府中簡易裁判所の管轄区域の欄中「蘆品郡」を削る。

別表第五表徳山簡易裁判所の項を次のように改める。

周 南		山口県の内	
周南市	下松市	光市	熊毛郡の内
		大和町	

別表第五表那覇簡易裁判所の管轄区域の欄中「糸満市」を「糸満市 豊見城市」に改め、「豊見城村」を削り、「仲里村 具志川村」を「久米島町」に改め、同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡の内 安代町」を「二戸市 二戸郡」に改め、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「大川郡」を「さぬき市 東かがわ市」に改める。

#### 附 則

- この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、同月二十一日から施行する。
- この法律の施行前に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

#### 理 由

最近における市町村の廃置合併等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号外)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律  
の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更等を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 さいたま市の政令指定都市への移行に伴う行政区の設置に伴い、さいたま簡易裁判所及び大宮簡易裁判所の管轄区域を変更すること。

2 山口県徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都農郡鹿野町を廃止し、その区域をもつて周南市が置かれることに伴い、徳山簡易裁判所の名称を周南簡易裁判所に変更すること。

3 市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行うこと。

4 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。ただし、徳山簡易裁判所に関する規定は同月二十一日から施行すること。

5 この法律の施行前に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更等を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、施行期日を公布の日に改める必要があり、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年三月二十六日

法務委員長 山本 有一

衆議院議長 編賀 民輔殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

1 この法律は、公布の日 平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第五表徳山簡易裁判所の項及び別表第四表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案

右の議案を提出する。

平成十五年三月二十七日

提出者

議院運営委員長 大野 功統

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程(平成十三年三月十五日議決)の一部を次のように改正する。

勤職員及び警務に従事させるため事務局に臨時に置く職員」を「及び非常勤職員」に改める。

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三十日  
郵便物認可日

平成十五年三月二十七日 衆議院会議録第十八号

発行所
二東一〇五番地 京都府立行政法人 独立行政法人 国際印刷局
虎ノ門二四五丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 一 二 〇円